平成２１年（フ）第８６８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目23番12号
債務者　西　　伸朗
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目23番12号
債務者　西　　啓子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７８号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目５番１―107号、前住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目27番12号
辻本文化１号
債務者　東　　秀郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０９３号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番17―401号、前住所大阪府豊中市螢池南町２丁目３番２―102号
債務者　山元美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４４号
兵庫県西宮市上ヶ原十番町３番３―501号
債務者　松井　正子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番６―703号
債務者　朝井敏子こと　李　　正順
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１５２号
岩手県花巻市二枚橋町大通り１丁目79番地
債務者　大澤　満博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２０年（フ）第１５３号
岩手県花巻市二枚橋町大通り１丁目79番地
債務者　大澤　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第４９１号
秋田県男鹿市脇本脇本字前野73番地９
債務者　鎌田　尋子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６号
福島県いわき市平上荒川字堀ノ内20番地の６
ヴィラアネックス202
債務者　齋藤美代子（旧姓猪狩）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３１２号
富山市向新庄137番地13、前住所富山市金山新東609番地
債務者　守内　代子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４３号
富山市吉作3705番地
債務者　神名　　学
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１１号
福井市板垣２丁目414番地
債務者　寺下　晴夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
福井市板垣２丁目414番地
債務者　寺下　春子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
福井県あわら市二面第16号１番地14、旧住所福井県坂井市三国町梶第26号45番地
債務者　船木　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
福井県鯖江市吉江町第21号39番地１
債務者　田村　有子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
福井県坂井市坂井町宮領第39号112番地
ヴィラ・アンウィロー205号室、旧住所福井県坂井市坂井町大味第63号９番地26
債務者　宮谷　みほ
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係